

東近江市における国民健康保険料の減免および徴収猶予の措置

東近江市では、下記の条件に該当する場合、国民健康保険料を減免する、または一定期間納付を猶予する措置があります。該当する方は申請が必要となりますので、市役所保険料課まで申請してください。

<減免制度>

① 納付義務者が災害により、住宅、家財等に著しい損失を受けた場合

損害の状況に応じて減免措置を受けることができます。

【持ち物】

罹災証明書等を御持参ください。詳細はお問合せください。



② 納付義務者またはその世帯の国保加入者が、事業の休廃業、失業、疾病、長期入院等により所得が減少し、生活が著しく困難になったと認められる場合

当該年中の納付義務者および被保険者の合計所得（見込）が前年中の納付義務者および被保険者の合計所得の2分の1以下に減少し、かつ当該年中の納付義務者及び被保険者の合計所得（見込）に対する当該年度の保険料の割合が10%以上となる場合、所得の減少割合に応じて減免措置を受けることができます。

【持ち物】

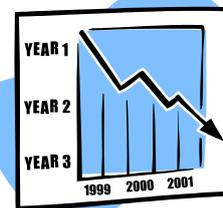
休廃業届の写しなど

自営業等であれば当該年中の収支見込みが分かる各種帳票

当該年中の現在までの給与明細

医師の診断書

※減少事由によって異なりますので、詳細はお問合せください。



減免申請は、申請していただいても条件を満たさない場合は、却下となることがあります。

また、翌年度の申告内容を確認させていただいた際に、「上記条件を満たさない」又は「未申告」の場合は減免を取消し、減額となった保険料を一括請求させていただくこととなりますので御注意ください。

<徴収猶予制度と納付相談>

上記条件にあてはまるが、減免制度に該当しない場合、収入実態を考慮して納付相談、又は徴収猶予をします。市役所保険料課へ御相談ください。